

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市においては、令和6年度時点で生産年齢人口は31,371人と人口全体の59.7%を占めているが、高齢人口は増加傾向にあり、生産年齢人口の減少は避けられない状況にある。

このような中で、市内の産業構造に目を向けると、市内の中小企業は、工業・商業多くを占めている状況があり、これらの中小企業の多くが市内住民が就業する事業者であり、就業者の高齢化と人材不足を原因とした市内商工業事業者の衰退への対応は喫緊の課題となっている。

本計画は、市内の中小企業における生産性革命を実現し、収益向上に直接つながる設備投資を後押しするために、先端設備を新たに導入する中小企業者に対して、優遇措置を講ずることにより、事業者自身の生産性の向上を図ることを目的とする。

(2) 目標

本計画の期間中において、4件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本計画に基づき、先端設備導入計画を策定し、認定を受けた事業者は、計画期間中において、その労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市における産業構造は、多種多様となっているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の事業者は、市内全域に点在していることから、本計画の対象区域は市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象とする事業・業種は、全業種・全事業とする。

ただし、白岡市暴力団排除条例（平成25年白岡市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は、同条第2号に規定する暴力団員が運営に関与していると認められるものは除く。

また、市内に事業所がない場合、又は市内の事業所に常駐する従業員がいない場合には、市内の雇用の安定・拡大に寄与しないことから、認定の対象外とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした先端設備の導入ではないこと、雇用の安定に配慮すること。
- ・ 本計画に基づく先端設備等の導入にあたっては、地域住民など市民の安全や健全な地域経済の発展に配慮することとする。公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められる場合には、認定の対象外とする。
また、認定後に公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められた場合については、認定を取り消す。
- ・ 市税（市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険料をいう。）の滞納がないこと。
- ・ 公害等の防止の措置がなされ、周辺環境に十分配慮された計画であること。
- ・ その他、市長が適当でないと認めた場合は本計画の認定の対象外とする。